崎野自然公園桟橋設置業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

(1)　本業務は、観光客が多く訪れる崎野自然公園は海に囲まれているにもかかわらずマリンアクティビティを実施する環境が整っていないため、小型船舶、SUP やカヤック等を実施するために必要な桟橋整備を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業　務　名　　崎野自然公園桟橋設置業務
(2) 業 務 内 容　　別紙仕様書のとおり
(3) 履 行 期 間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで
(4) 提案限度額　　１６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施方式　　公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
(2) 時津町から指名停止措置を受けていない者
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可決定を受けている者を除く。
(4) 時津町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年時津町告示第 1 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団等に該当しない者
(5) 国税及び地方税に滞納がない者
(6) 過去５年以内に、国又は他の地方公共団体等が発注した類似の業務について、元請として受託し、履行を完了した実績を有する者
(7) 本業務を適正かつ確実に履行するため、担当技術者を配置できる者

5. スケジュール

項目	時期（予定）
(1) 公募開始	令和 8 年 11 月 12 日（木）
(2) 質問受付期限	令和 8 年 11 月 18 日（水）
(3) 質問回答	令和 8 年 11 月 20 日（金）
(4) 参加申込書及び企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 24 日（火）
(5) 書類審査	令和 8 年 11 月 25 日（水） ～12 月 3 日（木）
(6) 審査結果通知	令和 8 年 12 月 8 日（火）
(7) 契約締結	令和 8 年 12 月 11 日（金）

※　上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。

※ 企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて、書面、電子メール又はオンライン等によるヒアリングを実施する場合がある。

6. 参加申込手続

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書その他関係書類を十分理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加申込書	(様式第 1 号)
②	会社概要書	(様式第 2 号)
③	業務実施体制・類似業務実績書	(様式第 3 号)
④	誓約書	(様式第 4 号)
⑤	企画提案書提出届	(様式第 5 号)
⑥	企画提案書	(任意様式)
⑦	見積書及び見積内訳明細書	(任意様式)

(2) 提出期限　**令和８年１１月２４日（火）　午後５時必着**

(3) 提出方法

① 電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話により到達確認を行うこと。

② 件名は、「崎野自然公園桟橋設置業務（参加申込み)」と記載すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1
時津町 総務部 施設整備課
電話　095-865-6804
電子メール　shisetsu@town.togitsu.nagasaki.jp

(5) 質問方法

① 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 6 号）を電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話により到達確認を行うこと。

② 件名は、「崎野自然公園桟橋設置業務（質疑)」と記載すること。

(6) 質問受付期限　**令和８年１１月１８日（水）　午後５時必着**

(7) 質問への回答

① 質問に対する回答のうち、全ての参加予定者に周知すべき内容については、質問者名を伏せた上で本町ホームページに掲載する。その他の質問については、必要に応じて質問者へ電子メールで回答する。

② 回答の公表は、令和 8 年 11 月 20 日（金）を予定している。

7. 企画提案書の作成

(1) 基本事項

① 企画提案書は、本実施要領及び仕様書に基づき作成すること。

② 本業務の目的を十分理解した上で、業務の実施方針、実施方法及び独自提案等について、具体的かつ実現可能な内容を提案すること。

(2) 記載事項

企画提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

① 業務実施方針

ア．本業務に対する、基本的な考え方
イ．実施方針
ウ．重視するポイント

② 本業務の実施体制の考え方

ア．配置予定技術者
イ．役割分担
ウ．業務計画

③ 類似実績

本業務に類似する業務の業務実績及びその他保有するノウハウ

④ 企画提案内容

ア． 桟橋の仕様・選定理由

桟橋の仕様、選定理由、その他独自の提案がある場合は、提案の内容について。

イ． 機能性と利便性

利用者が安全に乗り降りできるか（安定性、水面からの高さ、滑りにくい床材の採用など)、動線がスムーズに確保されているか。

ウ． 維持管理の容易さと経済性

腐食・劣化に対する対策が講じられており、将来的なメンテナンス負担や維持管理コストが適切に抑えられる設計か。

エ．安定・係留計算書

安定・係留計算書の作成計画、必要な費用等が含まれているか。

⑤ 提案見積価格

提案内容を具現化するために必要な費用の明細

(3) 提出形式等

企画提案書は、PDF 形式により提出するものとする。なお、図面、イメージ図、写真等を用いて分かりやすく作成すること。本文の文字の大きさは 12 ポイントを基本とする。ただし、図表、注釈その他これに類する部分については、この限りではない。

8. 審査方法

(1) 審査委員会

受託候補者の選定は、「崎野自然公園桟橋設置業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において行う。

(2) 審査方法

① 提出された企画提案書、業務実施体制・類似業務実績書、見積書その他の提出書類について、総合的に審査する。
② 審査は、別表「審査基準」に基づき総合的に評価する。
③ 提案者が１者のみの場合であっても審査を実施する。
④ 企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて書面、電子メール又はオンライン等によるヒアリングを実施する場合がある。

(3) 受託候補者の選定

① 審査委員会において、最も優れた提案と認められた者を受託候補者として選定する。ただし、総評価点が満点の６割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
② 評価点が同点となった場合は、別表の「4. 企画提案内容」の評価点が高い者を上位とする。それでも同点の場合は、「1. 業務実施方針・業務理解度」の評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(4) 審査結果

① 審査結果は、全ての提案者に書面又は電子メールにより通知する。
② 審査結果に対する異議申立ては認めない。
③ 審査内容、審査経過及び各委員の評価内容については公表しない。

(5) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

① 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
② 提出書類に虚偽の記載があった場合
③ 提案限度額を超える見積書を提出した場合
④ 本実施要領に定める事項に違反した場合
⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
⑥ 参加資格を満たしていないことが判明した場合
⑦ その他、審査委員会が失格と判断した場合

9. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者として選定された者と、本町が協議の上、地方自治法その他関係法令に基づき契約を締結する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書を基本とし、本町と受託候補者との協議によ

り決定する。

(3) 契約が成立しない場合

受託候補者が契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合又は契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者と協議を行うことができる。

(4) 契約保証金

契約保証金については、時津町財務規則の定めるところによる。

(5) 支払方法

業務完了後、本町による業務完了検査に合格した後、受託者からの適法な請求に基づき支払うものとする。

(6) その他

契約に定めのない事項又は契約内容について疑義が生じた場合は、本町と受託者が協議の上、決定するものとする。

10. その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
(2) 提出された書類は返却しない。
(3) 提出期限後における提出書類の差替え、追加又は再提出は認めない。ただし、本町が必要と認める場合は、この限りでない。
(4) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、時津町情報公開条例その他関係法令の規定に基づき取り扱うものとする。
(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、受託候補者の決定を取り消すことがある。
(6) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第 7 号）を速やかに提出すること。
(7) 本実施要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に関し必要な事項は、本町が別に定める。

（別表）

崎野自然公園桟橋設置業務
公募型プロポーザル審査基準

提出された企画提案書等の書類審査を実施し、次の基準に基づいて評価を行う。書類審査の総評価点が満点の 6 割以上で、かつ、総評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

評価項目	配点
①業務実施方針	15 点
②業務実施体制	10 点
③類似業務実績	10 点
④企画提案内容 ア. 桟橋の仕様・選定理由等 イ. 機能性と利便性 ウ. 維持管理の容易さと経済性 エ. 安定・係留計算書	40 点 （10 点） （10 点） （10 点） （10 点）
⑤提案見積価格	25 点
合　　計	100 点